

5 文科高第 4 9 4 号

中央教育審議会

次の事項について、理由を添えて諮問します。

認証評価機関の認証について

令和5年7月14日

文部科学大臣 永岡 桂子

(理由)

特定非営利活動法人職業教育評価機構から、別紙のとおり、学校教育法第110条第1項の規定に基づく認証評価機関の認証の申請があったので、同法第112条第1号の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

文部科学大臣
永岡桂子様

特定非営利活動法人職業教育評価機構
理事長 井澤勇治

認証評価機関申請書

学校教育法第 110 条の規定に基づき、下記のように認証の申請を行います。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

記

1 申請内容

- (1) 名称及び事務所の所在地
- (2) 役員職氏名
- (3) 認証評価の対象
- (4) 認証評価基準及び評価方法
- (5) 認証評価の実施体制
- (6) 認証評価結果の公表方法
- (7) 認証評価の周期
- (8) 認証評価に係る手数料の額
- (9) その他評価の実施に関し参考となる事項

2 添付資料

- (1) 定款
- (2) 履歴事項全部証明書
- (3) 機構役員名簿
- (4) 機構組織図
- (5) 機構あゆみ
- (6) 今後 5 年間の収支計画
- (7) 財産目録
- (8) 貸借対照表
- (9) 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱
- (10) 評価料積算内訳
- (11) 追評価料積算内訳
- (12) 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価基準
- (13) 基礎要件データ一覧
- (14) 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価に係る評価の指針・評価のポイント

- (15) 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価自己点検・自己評価報告書作成要領
- (16) (様式)自己点検・評価報告書
- (17) 認証基準（学教法等）と申請内容との対比表
- (18) 評価基準と設置基準との対比表
- (19) 認証評価体制委員候補者名簿
- (20) 評価基準検討委員会審議経過
- (21) 評価基準検討委員会委員名簿
- (22) パブリックコメント回答
- (23) 職業教育評価機構個人情報保護規程
- (24) 職業教育評価機構第三者評価における守秘義務に関する規程
- (25) 職業教育評価機構経理規程
- (26) 上記勘定科目
- (27) 上記細則
- (28) 認証評価以外の業務に関する状況
- (29) 認証評価対象大学一覧

本件連絡先
特定非営利活動法人職業教育評価機構
(旧名称：私立専門学校等評価研究機構)
事務担当者 事務局長代行 真崎裕子
E-mail : masaki@hyouka.or.jp
電話 03-3373-2914

1 名称及び事務所の所在地

- (1) 名称【添付資料1 定款】【添付資料2 履歴事項全部証明書】
特定非営利活動法人職業教育評価機構（旧私立専門学校等評価研究機構）
- (2) 事務所の所在地 【添付資料1】【添付資料2】
〒151-0053
東京都渋谷区代々木一丁目58番1号 石山ビル6階
公益社団法人東京都専修学校各種学校協会内

2 役員の職氏名【添付資料2】【添付資料3 機構役員名簿】

機構役員名簿のとおり、代表理事のみ登記

3 評価の対象【添付資料9 認証評価実施要綱3P1 評価の対象】

評価の対象とする大学とは、以下の要件を備えた専門職大学である。

- (1) 企業等において新規事業やサービス・ビジネスを創出する人材の養成に向け、経営学の領域及び情報通信技術の領域に加えて、国際コミュニケーション能力について、質の高い実践的な職業教育を通して身につけるとともに、豊かな人間性や職業倫理も備えた変革・イノベーションを創出する人材の養成を通して、社会の成長・発展に寄与することを基本的な使命としていること。
- (2) 授与する学位が情報経営イノベーション学士（専門職）または、これに相当する名称のものであること。

4 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価基準及び評価方法

【添付書類9】【添付書類12 認証評価基準】【添付書類13 基礎要件データ一覧】

【添付書類14 評価の指針・評価のポイント】

専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価は、特定非営利活動法人職業教育評価機構（以下「本機構」という。）が学校教育法第109条第3項、同法 第110条第2項、学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の規定に基づき定めた専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価基準（令和4年12月1日決定以下「評価基準」という。）に基づき評価を実施する。

(1) 基準の構成

①大項目

評価基準は、専門職大学「経営情報ビジネス分野」の教育研究活動等の水準の維持向上と質保証を図ることを目的として、5個の大項目の基準を設定している。

- | | | |
|-----------|---------------------|-------------|
| 1 使命・目的 | 2 教育課程・学習成果 | 3 学生の受入れ・支援 |
| 4 教員・教員組織 | 5 専門職大学の運営・改善・情報の公表 | |

②「大項目の趣旨説明」「基礎要件」「中項目・評価の視点」

大項目は「大項目の趣旨説明」「基礎要件」及び「中項目・評価の視点」で構成している。

○大項目の趣旨：大項目の趣旨を説明したもので、専門職大学「経営情報ビジネス分野」の基本的な使命を果たすとともに大学ごとの目的を実現するために必要な内容を説明している。

○基礎要件：評価の前提として、法令事項など基礎的な要件を確認するため、必要な事項を様式化して、自己点検・評価報告書とともに提出する。

○中項目：大項目の趣旨を踏まえて、中項目・評価の視点を定めている。これらの視点は、受審する専門職大学が自己点検・評価を行うための視点であり、本機構が評価を行う際の視点として共通の機能を持っている。

評価の視点は、性質別に、専門職大学として求められる基本的事項、専門職大学に関わる法令事項、及び各専門職大学が掲げる目的に等に応じて取組む事項を示している。

(2) 評価結果の表現

I 認証評価結果	適合/不適合 認定期間（5年間） 年月日 から年月日までとすると表記 適合/不適合は、評価結果における問題点（是正勧告）の状況を総合的に勘案して判断して認定する。																																			
II 総評	評価の状況（全体像）について総括的記載する。																																			
III 各項目の概評・提言	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" data-bbox="520 1021 1364 1059">概評：大項目ごとに評価の概要を記載</td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="520 1066 1364 1104">提言：中項目ごとに該当する状況があれば下記要領で記載</td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 1111 691 1149">長所</td> <td colspan="3" data-bbox="699 1111 1364 1149">成果があがっている又は十分に機能している取組</td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 1155 691 1193">特色</td> <td colspan="3" data-bbox="699 1155 1364 1193">当該専門職大学の特長ある取組</td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 1200 691 1328">検討課題</td> <td colspan="3" data-bbox="699 1200 1364 1328"> 質の維持及び向上のために検討が望まれる課題 具体的に計画を策定するなど、改善に向け努力することが必要な事項 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 1335 691 1462">是正勧告</td> <td colspan="3" data-bbox="699 1335 1364 1462"> 法令事項など必ず是正することが求められる重要な課題具体的な計画を策定し、必ず改善することが必要な事項 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 1507 735 1720">事項別提言の内容</td> <td data-bbox="743 1507 938 1720">当該分野の専門職大学としての求められる基本事項</td> <td data-bbox="946 1507 1141 1720">専門職大学に関わる法令事項</td> <td data-bbox="1149 1507 1364 1720">各専門職大学が掲げる目的に応じた取組事項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 1727 735 1854">認証評価結果における提言</td> <td data-bbox="743 1727 938 1854"> <ul style="list-style-type: none"> ・長所 ・是正勧告 ・検討課題 </td> <td data-bbox="946 1727 1141 1854"> <ul style="list-style-type: none"> ・是正勧告 ・検討課題 </td> <td data-bbox="1149 1727 1364 1854"> <ul style="list-style-type: none"> ・長所 ・特色 ・検討課題 </td> </tr> </table>				概評：大項目ごとに評価の概要を記載				提言：中項目ごとに該当する状況があれば下記要領で記載				長所	成果があがっている又は十分に機能している取組			特色	当該専門職大学の特長ある取組			検討課題	質の維持及び向上のために検討が望まれる課題 具体的に計画を策定するなど、改善に向け努力することが必要な事項			是正勧告	法令事項など必ず是正することが求められる重要な課題具体的な計画を策定し、必ず改善することが必要な事項			事項別提言の内容	当該分野の専門職大学としての求められる基本事項	専門職大学に関わる法令事項	各専門職大学が掲げる目的に応じた取組事項	認証評価結果における提言	<ul style="list-style-type: none"> ・長所 ・是正勧告 ・検討課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・是正勧告 ・検討課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・長所 ・特色 ・検討課題
概評：大項目ごとに評価の概要を記載																																				
提言：中項目ごとに該当する状況があれば下記要領で記載																																				
長所	成果があがっている又は十分に機能している取組																																			
特色	当該専門職大学の特長ある取組																																			
検討課題	質の維持及び向上のために検討が望まれる課題 具体的に計画を策定するなど、改善に向け努力することが必要な事項																																			
是正勧告	法令事項など必ず是正することが求められる重要な課題具体的な計画を策定し、必ず改善することが必要な事項																																			
事項別提言の内容	当該分野の専門職大学としての求められる基本事項	専門職大学に関わる法令事項	各専門職大学が掲げる目的に応じた取組事項																																	
認証評価結果における提言	<ul style="list-style-type: none"> ・長所 ・是正勧告 ・検討課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・是正勧告 ・検討課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・長所 ・特色 ・検討課題 																																	

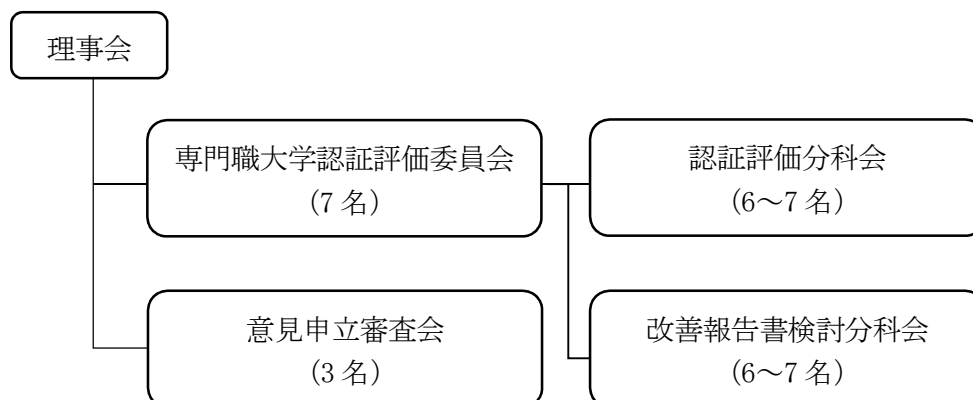
(3) 評価方法

本機構が定める専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱(以下「実施要綱」、専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価に係る評価の指針・評価のポイント(以下「評価の指針・評価のポイント」)に基づき評価を実施する。

①受審する専門職大学は専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価自己点検・評価報告書作成要領(以下「評価報告書作成要領」という。)にしたがって自己点検・評価報告書、基礎要件データ、評価報告書の記述に関する根拠資料をまとめた参照資料集等を本機構に提出する。

②本機構では、自己点検・評価報告書、基礎要件データ及び記述内容の根拠資料をまとめた参照資料集に基づき、書面調査、訪問調査における、ヒアリング、授業、施設設備確認、関連資料の閲覧、インタビュー等の結果に基づき評価を実施する。

5 認証評価の実施体制【添付書類9 認証評価実施要綱7P】



(1) 専門職認証評価委員会

専門職大学認証評価の運営全般を担当。理事会が選任する7名で構成する。

(2) 認証評価分科会

受審専門職大学ごとに設置し、評価を担当する。専門職大学等関係者(経営系2名、情報系2名、その他1名、公認会計士1名)委員の選任は専門職大学認証評価委員会が選任する6名から7名で構成する。

(3) 意見申立審査会

本機構の理事会が選考した3名(専門職認証評価委員会、認証評価分科会、改善報告書検討分科会の各委員は対象外)で構成する。

(4) 改善報告書検討分科会

評価結果に是正勧告があった場合に受審専門職大学から提出される改善報告書の検討・受理等に関する検討を担当する部会。(2)の分科会と同メンバーとする。

(5) 評価者研修

各委員会、部会の委員は、適切、公正、かつ円滑に評価業務を遂行できるように、本機構が開催する研修会を受講しなければならない。

(6) 会計処理【添付資料 6 今後 5 年間の収支計画】【添付資料 24 経理規程】
認証評価事業に係る経費とそれ以外の事業に係る経費は、区分するものとする。

6 認証評価結果の公表方法【添付資料 9 認証評価実施要綱 7 P】

認証評価結果は、刊行物及びウェブサイトに掲載し、公表する。また、認証評価の対象とした専門職大学から提出があった自己点検・評価報告書も同様とする。

7 認証評価の周期【添付資料 9 認証評価実施要綱 8 P】

専門職大学「経営情報ビジネス分野」の専門職大学は開設の日から 5 年以内に認証評価を受け、認証評価を受けた年度の翌年から 5 年以内ごとに評価を受けるものとする

8 認証評価に係る手数料の額【添付資料 9 認証評価実施要綱 8 P】

評価手数料 3,200,000 円（消費税別）

9 その他評価の実施に関し参考となる事項

(1) 意見申立ての機会の付与（学校教育法第 110 条第 2 項第 3 号関係）

【添付資料 9 認証評価実施要綱 7 P】

評価対象の専門職大学は、評価結果について、本機構に対して意見の申立てを行うことができること、申立てに対しては「意見申立審査会」を設置して客観的な審査体制を整備することとしている。

(2) 認証評価機会の保障（学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 3 条第 1 項第 2 号関係）

【添付資料 9 認証評価実施要綱 6 P】

添付資料 9 認証評価実施要綱中、6 評価方法、13 評価スケジュールにおいて、申込みを受け付け、評価を行うこととしている。評価の対象とする要件を備えた専門職大学からの受審申込に対して特段の条件を付記していない。

(3) 教育課程及び教員組織に生じた重要な変更の取扱い（学校教育法第 110 条第 2 項規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 3 条第 2 項関係）

添付資料 9 認証評価実施要綱中、10 教育課程及び教員組織の変更届出に、次の評価を受ける前に標記の変更があった場合は、本機構あて届出ることとしている。

(4) 再度評価についての取扱い（学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 1 条第 3 項関係）

添付資料 9 認証評価実施要綱中、11 追評価として、評価実施年度の翌々年度まで、別に定める手続きに従い、適合していないと判定された基準の範囲で追評価を実施することとしている。追評価において、当該基準を満たしていると判定した場合は、先の評価結果と併せて、本基準に適合している旨を公表することとしている。

(5) 経理的基礎を有する法人（学校教育法第110条第2項第4号関係）

本機構は、平成16年9月14日付で東京都知事から特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構として認証され、令和4年9月27日で定款変更について認証受け、現在、特定非営利活動法人職業教育評価機構として活動している。特定非営利活動促進法及び本機構定款に基づき適正に運営を行っている。現在まで、法令等違反事由はなく、東京都から改善等の指摘を受けた事実はない。本機構は、添付資料6 今後5年間の収支計画、添付資料7 財産目録、添付資料8 貸借対照表において示した内容のとおり認証評価事業を行う上で、十分な経理的基礎を有している。

以上

特定非営利活動法人職業教育評価機構役員名簿 50音順

(任期) 令和4年7月1日～令和6年6月30日

区分	氏名	所属等
理事長	井澤 勇治	元 東京都中小企業振興公社理事長 元 東京都生活文化局長
副理事長	荻上 紘一	前大妻女子大学学長 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 名誉教授
理事	合田 隆史	元文部科学省生涯学習政策局長 前尚綱学院大学学長
理事	嵯峨 実允	学校法人藤華学院理事長 一般財団法人東京私立中学高等学校協会副会長
副理事長	関口 正雄	東京メディカル・スポーツ専門学校校長 公益社団法人東京都専修学校各種学校協会副会長
理事	福島 統	東京慈恵会医科大学 特命教授
理事	船山 世界	日本電子専門学校校長
理事	矢田部 裕文	公益財団法人東京都中小企業振興公社専務理事 元東京都職員共済組合事務局長、東京都産業労働局雇用就業部長
監事	清水 秀樹	清水秀樹公認会計士事務所 公認会計士

定款(抜粋)

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上8人以内

(2) 監事 1人以上2人以内 ※監事9月20日死去に伴い現在1名

2 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

特定非営利活動法人職業教育評価機構の概要及び 申請のあった評価事業の概要

1. 職業教育評価機構の概要

- 設立目的：
専門学校及び専門職大学等の評価及び調査研究に関する事業を実施することによって、学校運営及び教育内容の充実向上を図り、もって職業教育の発展に貢献するとともに、社会一般に対する正確かつ十分な学校情報の提供を通じて、広く公益に寄与することを目的とする。
- 住所：東京都渋谷区代々木一丁目58番1号 石山ビル6階
- 設立年月日：平成16年9月30日
- 代表者：理事長 井澤 勇治
(元 東京都生活文化局長、前 東京都中小企業振興公社理事長)
- 主な事業：
 - ① 専門学校及び専門職大学等に係る評価システムの構築及び運用事業
 - ② 専門学校及び専門職大学等に関する各種調査研究事業
 - ③ 専門学校及び専門職大学等の質的向上のための助言相談事業
 - ④ 専門学校及び専門職大学等における教育に関する普及啓発事業
 - ⑤ その他目的を達成するために必要な事業

2. 申請のあった評価事業の概要

- 評価の対象：専門職大学（経営情報ビジネス分野）
- 評価の周期：5年以内ごと
- 評価手数料の額（案）：3,200,000円（消費税別）

- 大学評価基準（案）：
評価基準は、学校教育法第109条第4項に規定する専門職大学評価基準として策定されたものであり、専門職大学（専門職短期大学）の教育研究活動等の水準の維持向上と質保証を図ることを目的として、5つの大項目で構成される。
- 評価方法（案）：
評価対象校が作成した自己点検・評価報告書、基礎要件データ及び記述内容の根拠資料をまとめた参照資料集を活用して、書面調査、訪問調査における、ヒアリング、授業・施設設備確認、関連資料の閲覧、インタビュー等を実施し、その結果に基づき評価を実施する。
- 評価結果（案）：
評価結果については、各項目における是正勧告（法令事項など、必ず是正することが求められる重要な課題に付す指摘）の状況を総合的に勘案し、適合か不適合かを判断して認定する。
- 対象専門職大学（令和5年7月現在）：
別紙のとおり

認証評価対象大学一覧

開設年度	大学名	学部名	学科名	学位名	設置者
令和2年度 (2020年度)	情報経営イノベーション専門職 大学	情報経営イノベーション 学部	情報経営イノベーション 学科	情報経営イノベーション 学士(専門職)	学校法人 電子学園